

令和8年6月17日本会議（一般質問）

◎議 長（菅 野 修 一 議員）

皆さん、おはようございます。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。この際、教育指導室長より発言の申し出がありますので、これを許します。教育指導室長。

◎教育指導室長（齊 藤 公 良 君）

貴重な時間をいただき大変申し訳ございません。去る6月16日の鈴木由美子議員の一般質問に対する私の答弁において、宮沢小学校の3、4年生が先ほどまで議会見学に来ていたと申し上げましたが、正しくは宮沢小学校の3年生でありました。この答弁について訂正させていただきたく、議長の許可をお願い申し上げます。

◎議 長（菅 野 修 一 議員）

ただ今の教育指導室長からの発言の訂正の申し出については、議長において許可いたします。

本日の会議は、議事日程第8号によって進めます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

まず、1番 青野隆一議員の発言を許します。青野隆一議員。

〔1番 青野隆一 議員 登壇〕

◎1番（青 野 隆 一 議員）

皆さん、おはようございます。これまで4年間の結城市政を振り返りますと、市長とは1年間議長として共に行動し、また提出議案に対しましては、時として反対、附帯決議、修正動議などの提出を行いながら、本市のまちづくりについて真摯に議論を重ねてまいりました。これまでの実直な市政運営とご苦労に深く御礼と感謝を申し上げながら、通告にしたがって大きく3項目について一般質問を行います。

なお、議長の許可をいただきまして、説明資料を作成しましたので、ご参照いただきますようお願いいたします。

最初に、カスタマーハラスメント対策マニュアルについてお伺いいたします。本マニュアルは、本年3月に策定されましたが、県内の自治体では何番目の取組になるのかお伺いいたします。また、職員に対するカスハラに該当する行為により、職員の人格や尊厳が傷つけられたり、円滑な業務運営に著しい支障が生じる事案が生じているとありますが、過去3年間にどのような事案が発生し、どのような対応をされたのかお伺いいたします。

次に、職員が安心して職務を遂行できる職場環境を確保するために、名札への記載事項をフルネームから

名字のみへの変更をされました。このことによってどのような効果があるのかとお考えか。また、市民の皆さんの反応はいかがかお伺いいたします。

次に、職員一人ひとりの意識の高揚を深めるため、職員研修などに取り組むとされていますが、具体的にどのように取り組まれるのかについてもお伺いをいたします。

2点目は、市内小中学校一校統合の課題についてお伺いいたします。

4月28日の総務文教常任委員会で、スタイロフォームに変え、ビーズ法ポリスチレンフォームを使用したいとの提案がありました。長引く中東情勢の影響を受け、説明資料4にあるとおり、全国建設業協会会長は、「ほぼ全ての建設資材が高騰し、工事の中止や遅れも懸念される」と述べておられます。今後の統合小学校建設工事の見通しと開校時期への影響についてお伺いいたします。

次に、今春から福原中学校が統合されました。スクールバスの運行などについて、何か課題がありましたら教えていただきたいと思います。さらに、廃校後の雨漏り対策などの施設管理をどのようにされているのかお尋ねをいたします。

3点目は、統合小学校の未買収用地の進捗状況についてお伺いいたします。残念ながら、敷地の一部に民地が残る形で工事が着工されましたが、開校までにどのように取り組んでいかれるのかお尋ねをいたします。

4点目ですが、先の12月定例会において、統合小学校建設用地造成工事に係る住民訴訟の弁護士委託料404万8,000円が計上されました。現在までの裁判の進捗状況についてお伺いいたします。

最後に、市政運営についてお尋ねをいたします。

令和8年3月30日発行の「ひろし結城ジャーナル」で、市長は旧パレットスクエア跡地の再利用については、公共施設の待合所と室内遊び場などを備えた複合施設を民間との連携により進めると公言をされました。結城市長が描く構想についてお伺いいたします。

次に、説明資料2をご覧ください。令和7年度国勢調査人口速報集計値が5月29日に公表され、マスコミにも取り上げられました。この結果についていかがお考えかお伺いいたします。

以上、大きく3点について、結城市長の誠意あるご答弁をお願い申し上げ、質問席からの質問を終わります。

◎議 長（菅 野 修 一 議員）

市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市 長（結 城 裕 君）

皆さん、おはようございます。青野議員からは大きく3つのご質問をいただきました。順次お答えを申し上げます。

なお、2つ目の質問の「市内小中学校一校統合の課題」につきましては、1番から3番までは、教育委員会より答弁いただき、4番は担当課長より答弁いたします。

初めに、「カスタマーハラスメント対策マニュアル」についてのご質問にお答えをいたします。

近年、全国的に行政機関を含めた各職場におきまして、長時間の拘束や暴言、威圧的な言動、執拗な要求など、いわゆるカスタマーハラスメントへの対応が大きな課題となっております。

国におきましては、カスタマーハラスメント防止のための措置を事業主に義務付ける「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」が、令和8年10月1日に施行されます。

本市におきましても、窓口対応や電話対応等におきまして、職員に過度な精神的負担を与える事案や、業務遂行に支障を来す事例が見受けられることから、職員が安心して業務に従事できる職場環境を整備するとともに、市民サービスを将来にわたって安定的に提供していくことを目的として、本マニュアルを策定したところでございます。

1つ目の、本マニュアルの策定は県内自治体で何番目の取組かとお尋ねですが、各自治体のホームページでの公表状況を確認しましたところ、令和8年6月5日現在、県内35市町村のうち、カスタマーハラスメントに対するマニュアルを策定・公表している自治体は10市町であり、本市の策定順位は県内で6番目となっております。

2つ目の、過去3年間における事例の発生件数及び対応についてであります。一律の基準による件数の集計こそ行っておりませんが、昨年11月に職員を対象に実施いたしました「各種ハラスメントに関するアンケート調査」におきましては、窓口や電話対応において、不当な要求や暴言、2時間以上の長時間の居座りなど、社会通念上許容される範囲を超えるようなカスタマーハラスメントに該当すると捉えられる回答が寄せられたところであります。

また、令和7年度中におきましても、長時間の叱責や威圧的な言動、さらには執務スペースへの侵入等、

職員の安全や精神的負担を与える事案が発生し、最終的に本市の「不当要求行為等対策要綱」に基づき警察へ通報するなど、適切な措置を講じた事例がございます。

いずれの事案に対しましても、その都度、所属長を含めた複数職員による組織的な対応、対応記録の保存、さらには必要に応じた警察等関係機関との連携など、状況に応じ毅然とした対応を行ってきたところであります。

3つ目の、名札への記載事項を「名字のみ」に変更したことによる効果ではありますが、近年、SNSの普及に伴い、名札のフルネームから個人のプライバシーが特定され、インターネット上に情報が拡散されるリスクが指摘されております。名札の表記を「名字のみ」に変更することにより、こうした個人特定の不安や拡散リスクを低減させ、職員のプライバシー保護を徹底するとともに、執務時における心理的負担の軽減を図る効果が期待されるものであります。

4つ目の、職員研修についてであります。カスタマーハラスメントに関する基礎知識を理解するとともに、適切な対応や記録方法、職員自身のメンタルケア等についての研修を7月6日、7日に実施する予定としております。

また、カスタマーハラスメントを未然に防止するためには、職員自身の丁寧な対応が極めて重要であることから、接遇研修を開催し、分かりやすい説明や相手の心情に配慮した傾聴の姿勢、「たらい回し」をしない迅速な対応など、接遇力の更なる向上を図ってまいります。

今後も、市民一人ひとりに寄り添った温かく丁寧な対応を心掛ける意識の醸成に努めるとともに、職員が安心して働くことのできる環境づくりを推進してまいります。

最後に、市政運営についてのご質問にお答えをいたします。

議員からは、3月に発行した「ひろし結城ジャーナル」、いわゆる後援会「会報」についてのご質問でございます。

本市議会会議規則第62条第1項におきまして、一般質問は「市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。」と定められております。ご質問のありました後援会活動やその会報につきましては、純然たる政治活動いわゆる政務であり、市の一般事務には該当しないものと思われれます。したがって、行政の執行機関の長として、その会報の具体的な記述

内容や経緯について、この本会議の場で答弁する立場にはないことを、まずはご理解いただきたいと存じます。しかしながら、議長の許可を得ているものでもあり、また議員がその記述を通じて質そうとされている「旧パレットスクエア跡地の再利用」に対する私の政治姿勢、あるいは基本的な考え方について、市長としての真意を申し上げたいと思います。

私はかねてより、旧パレットスクエア跡地の利活用について議場でも考えを述べさせていただいておりますとおり、市民の皆様意見を最優先し進めていく考えでございます。具体的には都市計画マスタープランと立地適正化計画の見直しを、今年度行っておりますので、市民策定委員会の開催や市民の皆様方から意見を聴く機会等をもうけながら進めてまいります。パレットスクエアがあった場所は、市の中心部でもあり、公共交通の拠点として待合所機能は欠かすことができないものと考えております。

あわせて、おもだか保育園の閉園に伴う市街地における子育て環境の整備も急務となっており、先の定例会でも出されているように、屋内型の遊具施設や子育て支援センターについても複合的に設置してまいりたい考えであります。また、計画策定と並行して、民間事業者を対象としたヒアリングや公募に向けた意向調査を実施し、「投資しやすい条件」を事前に把握するなど、民間資本を導入しやすい実効性のある計画を策定してまいります。

本市にとりまして、人口減少は直面している現実でもあり、都市部への流出を抑制するためには、中心部の賑わいづくりと、市街地の活性化が不可欠であると考えております。私は、この中にあっても真正面から受け止め、将来像である「このまちで ともに 生きる しあわせな時を刻むまち 尾花沢」の実現に向け、そのスタートを切る象徴的なプロジェクトが旧パレットスクエア跡地の整備であると考えております。さらにその先には、北町地区、新町中央エリアの整備も見据えており、今般の都市計画マスタープラン等の見直しにも含めていく考えでございます。

この新たな街づくりを確実なものにするために、先ごろ議員の皆様にもご承認いただきました、令和9年度重要事業要望の最重要案件として、都市構造再編集・中支援事業における制度の拡充を、知事並びに国へ要望して参ります。これにより、旧国道13号線の沿線にある電線の地中化を推進し、安全な歩行空間を確保するとともに、昭和5年を最後に巡行が途絶えていた伝統文化「尾花沢祭山車」を復活させる道が開かれてま

います。

あわせて芭蕉ゆかりの養泉寺周辺を整備し、固有の歴史・文化的資源の魅力を高めてまいります。これら一連の市街地整備は、銀山温泉からの観光客を市街地へと迎え入れる「受け皿」となり、街中への誘導を促す導線に繋がるものと確信しております。

壮大な構想だと思われるかも知れませんが、議員各位をはじめ、市民の皆様との対話と協調のもとで本市の発展と市民福祉の向上に全力を尽くしてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、令和7年度国勢調査人口速報集計結果における認識と、それに対する私の考えについて申し上げます。

今回公表されました速報値におきまして、本市の人口減少率が山形県内で第5位という結果につきましては、市政を預かる身として、非常に強い危機感とともに重く受け止めております。この結果は、本市が今、まさに地域社会の持続可能性を揺るがしかねない局面に立たされているという、現実の警鐘にほかなりません。

そもそも、国勢調査における人口減少率は、住民票の有無にとどまらず、実際にその地域に3カ月以上居住している、または居住することになっている「常住人口」を基準として、5年間の推移を機械的に算出するものであります。そのため、進学や就職に伴う若年層の構造的な流出の度合いや、入居型の福祉施設の開設といった社会要因の有無など、それぞれの自治体が置かれた固有の人口構造や一時的な変動によって、率の見え方に大きな違いが生じる側面がございます。

また、人口規模が小さな自治体ほど、こうした特定の要因により、人口減少率を一時的に低く見せることになり得るのも事実でございます。私はこの結果を、単に人口の「数」の減少を悲観したり、立ちすくんだりしているわけではございません。私たちが今、何よりもなさねばならないことは、この現実を正面から見つめ、これからの人口規模に適合した、持続可能で力強い地域社会へと構造そのものを転換していくことです。

そのための本市がとるべき施策の指針は、今年度からスタートしている「第7次総合振興計画後期計画」であります。この後期計画は、これまでの課題を整理・分析し、人口減少という荒波を乗り越えるために知恵を絞り、本市の未来を託した極めて重要な指針であります。

これからの時代における人口減少対策とは、単に住民票を持つ人々の数だけを追い求めるものではございません。私は本市の未来を見据え、「定住人口」の確保はもとより、「交流人口」や「関係人口」を含めた人口構造の確立に全力で取り組む考えであります。

年間約30万人もの人々が訪れる銀山温泉を中心とした交流人口の拡大、そして今年度、約20億円という多大なるご寄附をいただきました「ふるさと納税」をはじめ、本市を心から応援してくださる方々との関係人口の深化、さらには、本市の基幹産業である農業の次世代を担う尾花沢すいか農学校を通じた、確かな定住人口への結びつき。これら本市固有の強みを最大限に活かした、総合的な取組を展開してまいります。

さらに近年、国において進められている「ふるさと住民登録制度」など、地域外にありながら本市と多様に関わる人々を応援する新たな仕組みについても柔軟かつ迅速に、本市流の新しい挑戦へと繋げてまいります。

そして、この人口減少社会を生き抜くためのもう一つの原動力として、デジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXの推進を、各分野において加速させてまいります。具体的には、地域経済を支える商工業者が直面している深刻な担い手不足に対し、業務効率化や生産性向上を果たす「商工業DX」への市独自の支援を講じるほか、本市の誇る農業分野においても、省力化と高効率化を両立させる「スマート農業」への導入支援を積極的に推進してまいります。

さらに、市民の皆さまの命と健康を守るため、デジタル技術を活用して市民と医療をより身近に結ぶ「オンライン診療」の体制構築など、過疎化や移動の制約に負けない安心の医療環境づくりにも果敢に取り組んでまいります。

人口の「数」を追うことが難しくなった今だからこそ、この後期計画のもとで私たちが追求すべき価値は、市民一人ひとりが日々の生活に喜びを感じ、心身ともに健やかに暮らせるウェルビーイングの向上にあります。たとえ、人口の規模が縮小したとしても、多様性に富んだ成長力ある地域経済を維持し、子育て環境を整え、誰もが安心して暮らせるまちを築くため、新たなまちづくりの方向性を迅速かつ果敢に実行に移してまいります。市民の皆様とともに「市民が主役のまちづくり」を力強く前へ進め、次世代に責任の持てる尾花沢の未来を全力で切り拓いてまいる覚悟であります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

教育長。

◎教育長（村 松 真 君）

私からは、質問の2、市内小中学校一校統合の課題についてのご質問にお答えします。

1つ目の、統合小学校の工事費や開校時期の見通しについてであります。現在、中東情勢の緊迫化により、原油や物価の高騰、サプライチェーンの混乱が生じ、エネルギー供給や海上・航空物流など、世界規模で影響が広がっております。とりわけ、エネルギーの約9割を海外に依存する日本におきましては、企業コストの上昇や家計への負担増など、極めて深刻なリスク要因となっております。

国内の建設業界におきましては、原油の供給不安に起因する建設資材の価格高騰に加え、石油製品の供給目詰まりによる建設資材の納入遅延が全国的に発生しております。尾花沢小学校建設事業におきましても、4月28日の総務文教常任委員会で報告させていただきましたとおり、使用を予定しておりました断熱材「押出法ポリスチレンフォーム断熱材」の供給不足が見込まれたため、代替品「ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材」への変更を余儀なくされ、既に影響を受けている状況であります。

こうした事態を受け、国及び県では、適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第21条第2項」に基づき、受注者の責によらない事情により資機材の納期が遅れる場合は、工期延長等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずるとともに、その際に必要となる経費の計上を行うよう、要請されております。

現在の中東情勢は事態収束の目途も見えつつありますが、まだ予断を許さない状況であり、以前として流動的であるといわざるを得ません。そのため、国内建設業界、ひいては尾花沢小学校建設事業の工事費や工期に、今後どのような影響を及ぼすのか見通しが困難であります。

今後は、国や県の要請を参酌しつつも、安易に契約金額の増額や変更を行うことなく、予算の範囲内、かつ工期内で完成できるように努めていくことを第一と考え、令和10年度の開校に向け事業を進めてまいります。

次に、2つ目の、中学校統合によるスクールバスの課題についてですが、令和8年4月の福原中学校と尾花沢中学校の統合に伴い、現在、福原地区の中学生はスクールバスを利用して登校しております。

教育委員会といたしましては、安全な運転に万全を期するため、令和8年3月26日の「福原中学校を閉じる会」に合わせ、新1年生や在校生を対象とした試乗および試走会を実施いたしました。さらに、入学式の前日にも、全地区の生徒を対象に練習を兼ねたバス利用を行ったところであります。また、生徒や保護者の皆様からのご意見の聴取や運行事業者への聞き取りを実施し、学校と連携しながら集合場所の選定や運行経路の精査・修正を重ねてきたところであります。

先の3月定例会でも申し上げましたが、通学路の安全確保におきましては、学校や運行事業者のみならず、保護者の皆さま、そして地域社会全体で子どもたちを守り育むという視点が重要であり、地域が一丸となった取組が不可欠であると認識しております。

統合初年度ということもあり、初めてスクールバスを利用する生徒や保護者の皆様におかれましては、不安もあるかと存じますが、今後も、柔軟かつ迅速な対応姿勢を継続し、保護者、学校、地域と密に連携しながら、その時々々の事案に応じた適切な対策を講じ、生徒の安全確保と保護者の皆さまの不安解消に努めてまいります。

次に、旧福原中学校の管理状況であります。閉校後の現在もグラウンドの除草や浄化槽の維持管理、消防設備の点検などを行っており、適切な管理に努めているところであります。

議員ご指摘の消防設備につきましては、年2回の点検を実施し、概ね良好の判定を受けているところですが、一部の機器に関しましては、校舎雨漏りなどの影響により不具合が生じている状況を確認しています。

今後、空き校舎の利活用につきましては、検討を行う段階において、活用する場所や用途などに応じて適切な対応に努めてまいります。

3つ目の統合小学校の未買収用地についてであります。尾花沢小学校の建設用地につきましては、令和4年11月に開催した事業説明会を皮切りに、地権者の皆様に対し、誠意をもって交渉を重ね、取得に向けた調整を進めてまいりました。

しかしながら、その後の開発行為申請および農地転用申請の手続きを進める過程において、一部用地について取得の目途をたてることが困難であるとの判断に至りました。そのため、事業の着実な推進と学校建設の遅延を回避することを最優先と考え、当該未買収用地を除外した計画をもって事業を進めているところであります。

現計画におきましては、必要な用地面積は確保され

ており、学校教育や学校運営において支障は生じないものと判断しております。したがって、当該用地の取得に向けた交渉は現在行っており、令和7、8年度予算におきましても当該用地の購入費は計上しておりません。現建設用地内での学校施設整備を前提として、開校に向けた事業の推進を図っていくことが第一と考えております。

ただし、将来的に事業を取り巻く環境や教育ニーズなどに変化が生じ、用地の追加取得が必要であると判断される状況が発生した場合は、その都度、必要性や妥当性を総合的に検討した上で、議会の皆様にご相談させていただきながら進めてまいりたいと考えております。私からの答弁は以上でございます

◎議長（菅野修一議員）

総務課長。

◎総務課長（永沢八重子君）

最後に私から、統合小学校建設用地造成工事に関する住民訴訟の進捗状況についてお答えいたします。

本件は、統合小学校建設用地造成工事に関し、尾花沢市長結城裕を被告とする住民訴訟が、令和7年10月2日に山形地方裁判所へ提訴され、本市において、同年11月7日に訴状を受理したものであります。その後、12月9日に顧問弁護士を訴訟代理人とする委任契約を締結し、現在は同代理人を通して裁判が進められております。

これまでの裁判の進捗状況についてであります。令和7年12月23日に第1回口頭弁論が行われ、原告が求める請求の趣旨に対する答弁、並びに、請求の原因となっている原告側の主張に対する答弁を行っております。

令和8年2月17日には、第1回の口頭弁論で述べた答弁について、更に詳細な反論書面を提出し陳述を行っております。

その後も双方の主張に対する陳述が実施されており、今後原告側からの陳述が9月2日に予定されております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

青野隆一議員。

◎1番（青野隆一議員）

再質問の時間が非常に制限をされておりますので、回答については、端的にお答えくださるようお願いいたします。

まずカスタマーハラスメント対策マニュアルについてでございますけれども、本市マニュアルにはカスタラが発生した場合は、迷惑行為を止めるよう適宜注意

や警告を行うとありますが、誰が行うのかお伺いいたします。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

総務課長。

◎総務課長（永 沢 八重子 君）

カスハラと思われる事案が発生した場合の警告等につきましては、各所属長の判断となっております。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

青野議員。

◎1番（青 野 隆 一 議員）

やはり所属長がそういった警告を行うということが私はベストだと思っています。今、課長席が一番、この職員の一番後方に控えているという状況でございます。やはり市民のやりとりが見える場所に置くべきではないかという市民の声も聞かれますが、いかがお考えでしょうか。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

総務課長。

◎総務課長（永 沢 八重子 君）

所属長の席をもっと市民の身近なところに配置してはどうかというご質問でございますが、所属長の職務といたしましては、職員を職務上管理するという部分の職務もあるかと思しますので、やはり職員が課長から見渡せる範囲っていうところも重要かと思えます。若干距離的には、窓口から遠いことにはなりますが、課長は市民に対して一番正面を向いて全体を見渡せる配置となっておりますので、今の配置が現状はベストなのかなと考えているところです。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

青野議員。

◎1番（青 野 隆 一 議員）

対策マニュアルを作成して、私は対策マニュアルができるならば、そういった事案を少なくしていく、いわばもっともっと、これまで以上の職員のさまざまな対応についても十分検討していく必要があるかなと思っています。先ほど事例挙げられましたけれども、非常に少ない事例だと思いますが、やっぱり私も職員時代、そういった事例は多々ありました。そういうような中で、やっぱり身近なところに課長がいるというのは、私はすごくある意味で大事なことじゃないかなと。窓口でどういう対応されているのかを、これは私の要望でございますけれども、ぜひそういった所属長の立ち位置についてもぜひご検討いただきたいと思います。

次にですね、このカスハラを受けるきっかけという

ことでございますけれども、資料1、これは酒田市の事例ではございますけれども、必ずしも市民のほうだけではなくて、職員の側にもそういった原因があるケースも見受けられるというふうに思われます。カスハラと正当なクレーム、どのように見分けられるのかをお伺いいたします。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

総務課長。

◎総務課長（永 沢 八重子 君）

カスハラかどうかの見分け方ということになりますけれども、ご質問でございますが、マニュアルの2ページのほうに、カスタマーハラスメントの定義と判断基準というのを明記させていただいております。こちらの定義と判断基準をもとに判断することになります。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

青野議員。

◎1番（青 野 隆 一 議員）

酒田市の場合ですけれども、相手の勘違い、思い込み、あるいは説明不足、業務のミス、接遇に問題があったというふうな項目も載せられております。私はやっぱり市民とその職員側の信頼関係、これが何よりも大事なことだというふうに思っております。したがって、先ほどこれからの対応についてもご答弁ございましたけれども、そのいわば職員側のその接遇の問題として、職員の皆さんの事務執行については、すべて法律あるいは条例、要綱等に定めてございます。そういったことを十分にその職員としても研修をしていただきながら、さらにその必ずしもダメだと、これはできないということではなくて、条項の中には特に市長が認めるものという条文がついているのが多くございます。そういうふうに考えますと、やはりその市民との、職員との信頼関係を何よりも大切にしながら、やはり接していく。できるだけカスハラが起きないような、やっぱり環境作りを職員の側からもより積極的に研修をしていっていききたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、市内小中学校一校統合の課題について再質問をさせていただきます。先ほどありまして、やはり非常に今、アメリカ、イランの中東情勢が混迷をしているという中で、大変今後、いわば開校の時期についても不安、心配があるというふうな答弁もございました。もしですね、万が一この開校が遅れるような事態、あってはならないことだと思いますけれども、そういう事態に対しては、どのように今対応を考えておられるのか、お伺いいたします。

◎議 長（菅 野 修 一 議員）
市長。

◎市長（結 城 裕 君）

先の議会の中でも私も触れさせていただきましたが、確か議会だと思いますが、私が35市町村長会議の中でも、知事のほうに直接私がこの我々が抱えている課題、まさにこの事例ですね、先ほど申し上げたような資材が入ってこない、高騰をする、こういうことを何とか防いでいただきたい、補助していただきたい、助けていただきたいということを直接私も申し上げます。国においても県においても、今国会でも審議しておりますが、県では今日から補正予算審議されるということで、今回さまざまな補助等を計画されているようであります。そういうものを国、県の力を借りてしっかりもう1年延期いたしました。絶対延期をしない体制を作って、企業の皆様にもご尽力いただきながら進めてまいりたいというふうに考えています。

◎議 長（菅 野 修 一 議員）
青野議員。

◎1 番（青 野 隆 一 議員）

お気持ちについては、私もその通りだと思いますし、開校が遅れることあってはならないというふうなことは、最善の手を尽くしていただきたいと思っております。しかしながら、この間、総務文教常任委員会で宮沢小学校の複式学級を見させていただきました。1人の先生が2つのクラスを受け持つということについては、先生にとっても子どもにとっても非常に大変な状況だということを痛感させられました。先ほど言ったように、開校は遅らせないということでありますけれども、今後の見通しについて、やっぱりまだまだ不安定要素があるかと思えます。開校が遅れるということになりましたら、やはり本来の統合の一番の目的である複式解消、私はそのことを前倒しての統合の必要について、ぜひ保護者の皆さん方とも議論が必要な時期については、ぜひそういった方向も含めながら、今後ご検討いただきたいというふうをお願いいたします。

福原中学校を統合して2カ月が過ぎました。子どもたちも非常に統合効果があって、楽しく学校生活を送られているということでお聞きをしています。スクールバスの運行でございますけれども、学校と保護者、運行業者、この三者が今必ずしも連携にはなってないようでございます。事例として、生徒が忘れ物を取りに行ってる間に定時で、スクールバス発車をしてしまって、乗り遅れたというケースがあったというふうにもお聞きをしています。特にですね、冬季間について

は、雪による事故、あるいはそのバスの遅れ、そういった情報共有が私は必要不可欠だなと思っております。また、福原の生徒だけがネームプレートがないということもお聞きをしていますけれども、この2点についてどのように善処されるのかお伺いいたします。

◎議 長（菅 野 修 一 議員）

こども教育課長。

◎こども教育課長（間 宮 明 君）

スクールバスについてのお答えしたいと思います。まずスクールバス、まあ早発しているようでございましたら、バス事業者のほうに指導しまして、基本的に出発時間前に集合場所のほうに集まるように、学校から生徒に指導してまいりたいと考えております。なお、出発時間に遅れる生徒が多く見受けられる場合ですと、やはり時間を守る、立派な大人に成長していただく規律ある社会生活というのが重要でございますので、そちらを重点的に学校のほうに指導する必要があると考えているところです。以上です。

◎議 長（菅 野 修 一 議員）

青野議員。

◎1 番（青 野 隆 一 議員）

そういう個人のケースではなくて、私は学校と保護者と業者、この連携がないと、特に冬季間については、いろんな状況が心配されますので、私はその情報共有のあり方をしっかり検討していただいて、万全を尽くしていただきたい。また申し上げれば、やっぱり冬季間のバス待合所についても、さらに状況を把握しながら、やっぱり安全第一でやっていただきたいということで、よろしくお伺いしたいというふうに思っております。

次に、説明資料3をご覧くださいと思います。今回、資料請求をさせていただきまして、福原中学校の消防設備の点検結果3年分を、私なりに表にまとめさせていただきました。ほとんどですね、同じ箇所が3年間にわたって修理が必要という判断をいただいているようでございます。この3年間、こういった改善、いわゆる修理の必要性についてはどのように受け止め、そして改善をされたのかどうかお伺いいたします。

◎議 長（菅 野 修 一 議員）

こども教育課長。

◎こども教育課長（間 宮 明 君）

過去に福原中学校の雨漏りをなぜ修繕しなかったという問いだと思います。まず一番の要因が、雨漏りの原因がはっきり発見することが困難であったということがあるかと思えます。なお、一つ可能性とあったの

が、明かりを取り入れるスポットライト、こちらのほうのパッキングの修理についての修繕は行ったけれども、雨漏りがするという状況で、なかなか原因がつかめなかったということでございます。なお、今後についてでございますけれども、この今後の雨漏りの修繕はするかという問いかけにつきまして、やはり学校教育施設、3月31日をもって終了します。4月1日からは普通財産となりまして、なお継続してこども教育課のほうで管理している状況であります。今後、もしその当該施設が活用すれば、先ほど教育長答弁にもございましたけれども、その窓口となる所管課において、その用途などに応じて適切な対応を努めるものと考えているところです。現在、教育施設として用途は廃止されまして、普通財産と管理し、活用の方向性が定まるまで維持管理を保全を努めてまいりたいと考えております。逆を言えばですね、修繕しなければ活用できない施設であるということでございます。なお、体育館につきましては、指定避難所でありますので、校舎同様に電気、水道、浄化槽などは機能してまいりたいと考えております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

青野議員。

◎1番（青野隆一議員）

時間ありませんので、質問された項目についてぜひご答弁をお願いしたいと思っております。今ありましたように、これまではですね、雨漏りについては、教職員の皆さんが雨が降るたびに、タライを置き換えたり、あるいは排水管を連結したり外したり、ずっと職員がやってこられたというふうに聞いております。この雨漏り対策って、今現在はどう行っているのか。あるいはこの間も3月定例会でも質問しましたが、漏電による建物火災非常に心配だというような回答がございました。こういった、やっぱり今のまま放置をしておくことによって、さまざまなその状況が危惧をされることがございます。そういったことを考えますと、新庄東でも今利活用したいということで、校舎も含めて検討されているという話がございます。やはりこれはですね、早急にですね、その雨漏り対策、あるいは漏電火災の発生の防止、そしてやっぱり屋根の架け替え、私は早急にやる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

こども教育課長。

◎こども教育課長（間宮明君）

また学校の施設の確認をしているかというところで

ございますけれども、その都度施設点検、見回りを行っております。特に大雨などの際は、校舎の中に入りまして点検をしてみたいと考えているところでございます。雨漏りによる漏電して火災が発生するのではないかとということでございます。こちらのほうにつきましては、これまで福原中学校を利用する中で、火災等のトラブル発生がなかったということを鑑みまして、校舎等は現在ブレーカーを支障のない範囲で業者立ち会いの下ですね、落とす予定をしておりますので、まずは漏電の危険性はなく、建物の火災、そういったのは可能性がないものと見ているところです。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

青野議員。

◎1番（青野隆一議員）

まあ電気を切っているという状況でございますが、私はそうではなくて、新庄東さんも何か校舎全体も使いたいというような話も聞いております。あるいは地域活用もこれから考えていきますと、やはりこの屋根の問題、いわゆる雨漏りを修繕をするという対策は必ず必要になってくると思いますので、これはぜひですね、もうどっちが管理をするかという問題ではなくて、市の貴重な財産として、あるいは地域でこれから利用していく施設としても、そういった対策については早急に対応をお願いしたいと思っております。

次に、統合小学校跡地に、買収できない用地が残ったということでございますけれども、まあ今のところ教育上の支障はないということでございますが、これから開校した際、いろんな全国から視察に来られるんじゃないかなというふうに思っております。教育上支障がないのではなくて、やっぱりそういった民地が一部残るということについては、それを解消するような交渉をですね、やっぱり続けていながら、ぜひ最大限の開校までに努力をしていただきたいということを要望申し上げたいと思っております。

次に、統合小学校建設用地工事に関わる住民訴訟についてお伺いいたします。今回は議会からの資料請求では出せないということで、尾花沢市情報公開条例に基づいて、部分公開をされた訴状をいただきました。請求の趣旨については、原告らは被告が結城裕に対し、地方自治法242条の2第1項第3号及び第4号に基づき、本訴状において主張した2億2,239万7,435円の支払請求を怠ることが違法であることの確認を求めるとともに、被告として結城裕に対し同金額を支払うよう求めるべき訴状ということでございました。

私、よくわからないのですが、訴状の請求先というのは当該地方公共団体の執行機関、あるいは職員というふうにされておりますけれども、万が一敗訴した場合には、この同金額の支払いというのは誰が行うことになるのかをお伺いいたします。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

総務課長。

◎総務課長（永 沢 八重子 君）

お答えいたします。責任を問われておりますのは、あくまで尾花沢市長としての責任を問われている訴訟になりますが、実際の損害賠償額を支払うというのは市長個人への請求となっております。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

青野議員。

◎1番（青 野 隆 一 議員）

次にですね、市政運営についてお伺いいたします。市長からは、非常に心のこもった今後の施策について詳しくご回答いただきました。やっぱり我々がすごく心配しているのは、そのパレットスクエアの跡地利用について、私もこれやっていかなきゃならないし、いろんな複合施設が必要だというふうに認識をしております。そうした中でですね、いわゆる少子化が進む中であって、前のようなABESAのような室内遊び場が本当に今必要とされるのかどうか、あるいは学校建設、ごみ焼却場で、今後23年間にわたって4億5,000万円の返済をしなければならないという財政状況の中で、その財源をどう確保しているのかについて、市長考えがあれば端的にお願いいたします。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

市長。

◎市長（結 城 裕 君）

なかなか端的にお答えするには、内容が非常に重い内容でございますので、また機会があれば詳細については直接お話し上げたいと思いますが、そういう財源が非常に厳しい中であっても、必要な施策というのはやはり進めていかなければいけない。これが我々の責任であります。そういう中にありまして、国、県のほうから、さまざまな手段を用いて補助していただけるようなものを進めていく。これがやはり一番今大事なことではないかということで、都市計画マスタープランそして立地適正化計画を、これをしっかり国のほうに持ち上げ、さらには拡充してもらえるような方法を進める。もう一方は、やはり行政単独でこの事業を進めていくには非常に厳しい。まあ、全国的に展開されているこういう施設の建設についても、民間の皆様

方の力をお借りしてやっているということが、結構今主流になっております。したがって、先ほど申し上げましたとおり、民間の方々のぜひ力を貸していただけるようなものをこれから公募していくにあたっての内容をこれから詰めていきたいというようなことで、なんとか皆さんの市民の方々の要望をお聞きしながら、それはもちろん市民の方々の要望が、また我々の考えと違っているようであれば、そこは修正をしながら、市民の方々にしっかり要望通りのものを提供できるように、そして公共交通の要衝として設置できるように進めてまいります。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

青野議員。

◎1番（青 野 隆 一 議員）

今、市長の思いは先ほどから伝わってきておりますけれども、やはりその市民が要望する、あるいは市民にとって利便性のある、そういった複合施設はどうあるべきなのかということについては、今申し上げたとおり、やっぱり市民とのご相談、あるいは財源の確保については十分ご検討いただきたいなと思っております。

最後になりますけれども、人口減少に対する考え方についてご質問いたします。

昨日、鈴木由美子議員の質問に対して、人口減少というのは全国どこでも同じだといったような答弁がございました。今、北村山・最上郡の町村で最も人口減少率が低いのが、お隣の舟形町であります。舟形町にも雪は同じように降りますけれども、雪対策を考慮した子育て支援住宅、格安の宅地分譲、そして日本一美味しい給食、食育事業など、いわば舟形町としての独自政策が、そういった政策が人口減少のスピードをやや緩めているんじゃないかなというふうに私は思っております。人口減少ということについて、やはり15年間の尾花沢市は上位にランクされたということでありますので、やはりそういった人口減少の原因をしっかりと分析をしながら、より効果的な確かな政策をやっぱり打ち出していきたいというふうに私は思っております。いわば人口減少対策、自治体だけで解決することはできない課題であるというふうに思っております。私たちは、総務文教常任委員会として、昨年11月に長野県内で人口増加率、出生率、平均年齢が一番若い、その南箕輪村を行政視察をいたしました。ここでですね、住んでいる人が幸せであれば人口は増える、特別な移住政策は何も行っていないという、そのことがとても衝撃的に私は受け止めてまいりました。子ども世

代、働く世代、高齢者世代、すべての市民が住み慣れたこの尾花沢で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指し、市政を実現されるようご要望を申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

以上で、青野隆一議員の質問を打ち切ります。

次に5番 鈴木清議員の発言を許します。鈴木清議員。

〔5番 鈴木清 議員 登壇〕

◎5番（鈴 木 清 議員）

通告にしたがい、一般質問をさせていただきます。

私の質問は大きく3つであります。

1つ目は、会計年度任用職員の処遇改善であります。昨年3月定例会で一般質問をしましたが、以後令和7年12月に、総務省通知があり、適切な給与決定と勤務時間の設定、再度の任用についての指導があります。昨年の質問で明らかになったことがさまざまあり、本市が前進している点は、再度の任用において上限を撤廃していること、妊婦の休暇産前8週、産後10週、有給は県内トップレベルと評価されております。更なる会計年度任用職員の処遇改善のために以下質問いたします。

①給与改定にあたって、4月遡及を行いませんか。

②私傷病にかかる特別休暇を有給にしませんか。

③一時金支給率が再任用職員準拠で支給していますが、常任職員に準拠してはどうでしょうか。

④初任給基礎号給から上限を引き上げてはどうでしょうか。

大きい2つ目です。国保税と子ども・子育て支援金。今年度からこども家庭庁の子ども・子育て支援金が医療保険料本体と合わせて、上乘せされて徴収されることになりました。住民からは、国保税が高すぎて払えない直下げをしてほしいの声を多数聞かれます。以下質問します。

①2026年度の国保税の市町村標準保険料率が順次公開されていますが、本市はどのようになっていますか。子ども・子育て支援金はどれほどになりますか。

②本市の国保税の滞納世帯数率はどれほどですか。国保税は県内他市と比べ高いという認識はありませんか。

③国保税の基金残高一人当たりの基金残高はいくらですか。基金を活用して国保税の負担を軽減する考えはありませんか。

大きい3つ目です。統合小学校と学童保育。全国で

2000年から24年間で廃校された公立小学校は6,720校、年平均で280校となっています。学童保育も大きな影響を受けているにも関わらず、あまり議論がされていません。本来、学校統廃合と学童保育の統廃合は別の問題です。保護者からは、「学校統廃合については説明会があったが、学童保育については一度も説明会がなかった。」あるいは、「学校が統廃合され、自宅から距離が遠くなり、学童保育の送り迎えに時間がかかるようになり、非常に困っている。」との全国の保護者の声があります。以下質問します。

①令和10年統合小学校の開校に当たり、学童保育の基本方針はどのようなものですか。事業者は決定しておりますか。

②家から学童保育所まで、遠距離になった子どもの送迎はどのように行いますか。保護者の送迎ですか。スクールバスの活用はありますか。

③保護者の要望を聞き、意見交換を行う学童保育の説明会が必要ではありませんか。

④学童保育関係者と協議する学童保育連絡協議会は本市にありますか。

⑤統合小学校開校前に、子どもたちが新しい学童保育の環境に慣れるために学童保育間の交流を行ってはどうでしょうか。

以上が私の一般質問ですが、答弁によりまして自席にて再質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市長（結 城 裕 君）

鈴木清議員からは、大きく3つのご質問をいただきました。順次お答えを申し上げます。

初めに会計年度任用職員の処遇改善についてのご質問にお答えをいたします。

会計年度任用職員制度は、地方公務員法の改正に伴い非常勤職員の新しい制度として令和2年度から導入され、従来の非常勤職員、臨時職員は会計年度任用職員へと移行いたしました。

この会計年度任用職員に係る給与等の基準は、法に則り、市の条例及び規則にて規定し運用しており、これまで、国や県内他自治体の動向及び本市の会計年度任用職員の実情等を踏まえながら、処遇改善に取り組んでおります。

なお、詳細につきましては、担当課長より答弁させていただきます。

次に、2つ目の国保税と「子ども・子育て支援金」についてのご質問にお答えをいたします。国保税の市町村標準保険税率と子ども・子育て支援金の賦課額については、担当課長より答弁いたさせます。

まず、国民健康保険税の滞納世帯数と滞納率についてであります。令和8年3月31日現在の加入世帯数2,228世帯に対し、滞納世帯割合は、おおよそ120世帯、滞納率5.4%でありました。

本市の国民健康保険税の税率は、これまで県内でも上位に位置する水準で推移しておりましたが、今般の子ども・子育て支援給付金の創設に合わせ、本市では所得割の税率引下げを実施しております。これにより、税率は県内で中位となり、一定の改善が図られたものと考えております。今後県の目標とする保険税の完全統一に向け、情報収集に努めるとともに、国保加入者の皆様にもご理解をお願いしながら、公平公正な課税に努めてまいります。また、経済的に困窮する世帯に対しましては、これまで同様、状況に応じ、減免や軽減措置を適正に行い対応してまいります。

次に、国民健康保険特別会計の基金残高についてありますが、令和7年度末現在の基金残高は、4億4,581万1,926円となっております。年度末時点の被保険者数は2,924人でありましたので、一人あたりの基金残高は152,466円となっております。

鈴木議員からは、基金を活用し国民健康保険税の負担軽減を図る考えはないかとのお尋ねであります。本市におきましては、今年度から始まる子ども・子育て支援金分の国保税の賦課に先立ち、国民健康保険運営協議会におきまして、加入されている皆様の負担増とならない手法について協議を重ねてまいりました。協議の結果、従来の税率を調整することで対応していく方針が出され、その内容を盛り込んだ国民健康保険税条例の改正を令和8年3月定例会に上程し、議決をいただいているところであります。

基金の活用は、負担軽減を図る上で有効な手段の1つであると考えますが、今後の医療費や被保険者数の推移を踏まえつつ、国民健康保険特別会計の財政の見通しを立てた上で、国民健康保険運営協議会にてしっかりと協議していく必要があると考えております。加えて、国の方針では、令和18年度まで都道府県単位で国民健康保険税水準の統一を進めるとしており、山形県においても、保険税水準の完全統一に向けて、令和15年度を目標に市町村と協議を行っている最中であることから、協議の内容も踏まえながら、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、3つ目の統合小学校と学童、いわゆる放課後児童クラブへのご質問についてお答えをいたします。

はじめに、放課後児童クラブの基本方針と事業者についてであります。放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により日中家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に小学校の余裕教室等を利用し、適切な遊びの場、及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的に実施されております。放課後児童クラブの設置や運営に関しましては、「放課後児童クラブ運営指針」に定められておりますので、引き続き、法令及び指針を遵守し取り組んでまいります。

なお、統合小学校に設置する放課後児童クラブの運営事業者についてであります。現時点で決定はしておりません。

次に、対象となる子どもの送迎についてであります。国の放課後児童クラブ運営指針などのガイドラインにおいては、児童の安全な引き渡しの観点から、保護者等への「直接の手渡し」による確認が推奨されております。令和7年3月定例会でも答弁させていただいておりますが、先ほども申し上げましたとおり、放課後児童クラブは、保護者等が就労等で日中家庭にいない児童の生活の場であることから、家族の在宅が確認できない自宅に、送り届けることは大変難しいものと捉えております。

例えば、スクールバス等による自宅方面への一斉の送迎を行う場合、児童によって帰宅時間が異なることに加え、降車時に保護者の確実な出迎えができない場合、児童の置き去りリスクや移動中の事故、不審者対応といった安全管理上の重大な課題が生じることとなります。また、運行ルートや車内での安全管理員の配置など、限られた人員と財源の中での体制確保も非常に困難であるのが現状であります。

したがいまして、放課後児童クラブから自宅への帰りにつきましては、放課後児童クラブの設置の意義や児童の安全確保の観点から、送迎につきましては現行どおり保護者の方々のご協力をお願いしたいと考えております。

次に、放課後児童クラブのあり方に関する地域や保護者への説明についてであります。小学校統合後の放課後児童クラブの運営説明会を、令和6年11月に旧町村単位の5地区で開催したほか、令和7年1月には、統合小学校開校時に在籍する児童の保護者の皆様を対象に調査票を配布し、書面にてご意見をお聞きしてお

ります。この結果を踏まえ、令和7年5月に放課後児童クラブの設置方針を定め、保護者の皆様に通知させていただいたところであります。

今後とも、令和10年度の開所に向けて、保護者の皆様に安心して利用していただけるよう、必要な情報を提供しながら丁寧な対応に努めてまいります。

次に、学童保育連絡協議会についてであります。学童保育連絡協議会とは保護者や指導員の方々が集まり、情報交換や制度の拡充を求めて活動する民間組織でございます。本市には、学童保育連絡協議会はありませんが、これまでも、委託事業者と協議の場を設けているほか、個別のケースにつきましても、必要に応じて、保護者や、委託事業者と相談対応しておりますので、今後も引き続き情報共有を密にしながら、より良い学童保育運営となるよう取り組んでまいります。

最後に、放課後児童クラブ間の交流についてであります。統合小学校の開校に向けて、現在、さまざまな場面において学校間交流が行われております。開校するまでには十分に交流の機会が確保できるものと考えておりますので、放課後児童クラブ間交流の実施は予定しておりません。

今後、統合小学校の開校に合わせ、放課後児童クラブの準備も進んでまいります。子ども目線を大切に、児童や保護者の方々が安心して利用できる放課後児童クラブを目指してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

◎議長（菅野修一議員）

総務課長。

◎総務課長（永沢八重子君）

私からは、会計年度任用職員の処遇改善の取組の詳細について、お答えいたします。

給与改定にあたっての4月遡及であります。令和7年度より常勤職員の改定取扱いに準じ、4月遡及する改定を行い、処遇改善を図っております。

次に、私傷病に係る特別休暇を有給休暇にしているところのお尋ねであります。本市における会計年度任用職員の特別休暇は、「子の看護休暇」「妊産婦の健康診査」「妊娠中の通勤緩和」を有給休暇にしているほか、産前産後休暇の日数を正職員と同様にするなど、他自治体に先駆けて処遇改善に努めてきております。また、今年度から、有給休暇としている夏季休暇を3日から4日に拡充するなど、勤務環境の改善にも取り組んでおります。現在、私傷病休暇は無給休暇としていただいておりますが、突発的な体調不良に見舞われることも想定されますので、職員が安心して療養できるよ

う私傷病休暇の有給化についても今後検討してまいります。

次に、期末・勤勉手当の支給率を常勤職員に準拠してはとのお尋ねであります。現在職務内容や責任の程度、勤務時間数などを勘案し、再任用職員と同水準の支給月数としております。会計年度任用職員と常勤職員では、業務内容や職務上の責任、勤務条件等に違いがありますので、現地点では現在の支給水準が適当であると考えております。

最後に、経験年数による初任給からの引上げについてお答えいたします。会計年度任用職員の報酬体系につきましては、従事する職務の内容や必要な資格・経験等を踏まえ、職種ごとに適切な基礎給を設定しております。また、専門的な知識や資格を要する業務に従事する職員については、その職務内容に応じて、より高い報酬水準を設定しているところであります。本市の会計年度任用職員の一般事務については、業務内容が事務補助であることから経験年数による加算は実施しておりませんが、加算を導入している自治体をみると、単純な事務補助に留まらず、事業を専任で担当するなど本市と比較し業務内容に大きな違いがあるようです。初任給からの引上げについては、他市町村の状況を参考としながら、会計年度任用職員の業務内容の見直しと合わせて検討してまいりたいと考えております。

引き続き、会計年度任用職員の働きやすさの向上と共に行政サービスの維持・向上が図られるよう、国や県及び他自治体の動向を注視しながら、必要な処遇改善に努めてまいります。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

健康増進課長。

◎健康増進課長（齊藤孝行君）

それでは、私のほうからは、国保税と子ども・子育て支援金の部分の県から示されました本市における令和8年度の国民健康保険における「市町村標準保険税率」について答弁させていただきます。

まず、医療分の所得割は6.38%、均等割は28,167円、平等割は18,621円、後期高齢者支援金分の所得割は2.78%、均等割は12,189円、平等割は8,058円、介護納付金分の所得割は2.29%、均等割は11,641円、平等割は5,767円、子ども・子育て支援金分の所得割は、0.29%、均等割は1,263円、平等割は838円、18歳以上均等割は83円となっております。

◎議長（菅野修一議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎藤 健 司 君）

先ほど、健康増進課長より令和8年度の「市町村標準保険税率」についての答弁がありました。私からは本市の税率についてお答えいたします。

医療分の所得割は6.6%、均等割は27,300円、平等割は20,000円、後期高齢者支援金分の所得割は2.8%、均等割は11,000円、平等割は7,000円、介護納付金分の所得割は2.1%、均等割は10,500円、平等割は6,500円、子ども・子育て支援金分の所得割は、0.3%、均等割は1,200円、平等割は750円、18歳以上均等割は75円となっております。

次に、本市の「子ども・子育て支援金」については、現在7月の賦課に向けて準備を進めているところでありますが、1,190万円程度の見込みとなっております。以上となります。

◎議長（菅野 修 一 議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴木 清 議員）

会計年度任用職員の処遇改善であります。2020年から会計年度任用職員制度が始まりまして、低賃金と雇用不安があるということで処遇改善を求められてきております。

国会では、総務省通知というのが令和5年から5年、6年、7年とありまして、毎年通知が来ておりまして、大変素晴らしい内容だなと思っておるところです。令和7年度の通知は、会計年度任用職員の適切な運用等についてという通達通知でありまして、適切な給与決定と適切な勤務時間の設定、再度の任用についての詳しい指導があります。A4版で2ページ半ぐらいの通達でありました。読んでみて、大変すごい指導になっているなと思っております。それぞれの自治体ごとで事情はそれぞれ多分あるんだろうと思うんですけども、今度の通達では財政措置もきちんとしておるので、常勤職員に準拠してくださいというふうな内容でした。それからパートということで、一般職員よりも15分短く勤務という、そういうことはしないで、きちんとと同じようにしてくださいという指導で、私読んでみて大変厳しい指導だなというふうに感じておりましたけども、総務省通知は読んでみてどのような感想を持っておられますか。

◎議長（菅野 修 一 議員）

総務課長。

◎総務課長（永 沢 八重子 君）

総務省通知につきましては、給与の決定に関しましては、職務の内容であったり、職務の責任、職務上必

要となる知識等を考慮した上で適切に定めるとなっておりますので、あくまで常勤職員と会計年度職員におきましては、やっぱり職務内容に違いがございますので、そこを同一というふうに捉えることはできないのかなと考えているところです。

◎議長（菅野 修 一 議員）

鈴木議員。

◎5番（鈴木 清 議員）

同一ではないとしても、常勤職員に準拠してはどうか、再任用職員準拠では違うんだよってという指導だなというふうに私読みましたけども、そういった観点もぜひ読んでいただきたいと思います。同一労働同一賃金ということで、今年の4月、仙台高裁で無期雇用の人も社会が守るべきルールとして、同一労働同一賃金というふうなことで進んできているんだなというふうに思っておるところでございます。一番最初にトップレベルのところも尾花沢市はあるんだよって私最初に言ったので、さらに改善してほしいということで、①の4月遡及については、もうやっているということでありました。大変ありがたいなというふうに思っております。2点目の私傷病にかかる特別休暇を有給にしてほしいというのを検討していくと、有給を検討していくということで、これも前向きな答弁をいただきました。次の③の部分は、一時金支給を常勤職員に準拠してほしいというのは、再任用職員に準拠しているところだということで、まだバツというふうなことでございました。次の初任給基礎号給から上限を引き上げてほしいというのも検討していくというふうなことでしたので、ぜひ検討していただきたいと思います。初めに入った時から何年働いても変わらないというのは、ものすごく向上心が湧いてこないといいますが、そういうことがありまして、他の自治体では8号級ぐらい変わっていくというふうなこともありますので、そういうやりがいとやる気と、それから職員の能力を生かしてほしいなというふうに私は思っているところでございます。

私事で大変恐縮ですが、私は映画の助監督で、最初見習いで給料はいらないので使ってくださいというので5番目でした。その次は4番目フォースになって、その次は3番目の助監督でカチンコを打つサードになって何年かやりましたが、一つひとつ上がっていくと大変やりがいもあって、その次のセカンドはどうするんだという、他の職員は何10万円もらえなければやらないと、そういうふうに断ることもできるんだというふうなことで、上がっていくと喜びとやりがい

が出てくると思いますので、市長にあたっては、職員の意欲と能力を生かす職場にしていきたいなと思っていますところでございます。

次に、2点目の国保税と「子ども・子育て支援金」についてお尋ねしたいと思います。一番最初に標準保険料率子ども・子育て支援金についてですが、全国の調査では、85%の自治体が値上げの方向になっていると。先ほど答弁聞きましたが、値上げになるのかならないのかははっきりわからなかったのをお願いしたいと思います。

◎議長（菅野修一議員）

健康増進課長。

◎健康増進課長（齊藤孝行君）

お答えいたします。今、市町村の標準保険料率が値上げになったかどうかというような部分でありますけれども、まず標準料率については、県のほうで、各保険者ごとに、県のほうに納める納付金に対して、保険者がどれぐらい保険料率を設定するのかというのは参考の数値で標準的なものになります。これを前提として、毎年度県のほうから示されるものでございます。値上げというような部分では、まずは標準料率については、7年度の比較というような部分だとすれば、今の段階ではちょっとわからない状況でございます。その値上げというような部分については、やはり県のほうで、その納付金の状況によって毎年変わる部分がございますので、高くなったり低くなったりするような状況がございますので、はっきりした部分については、今の段階で申し上げることはできないかなと思っています。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴木清議員）

値上げになるのかどうなるのか、今のところわからないということで、国保税に関しては、医療分と今回新しく加えられた子ども・子育て支援金という上乗せ分と2つ合わせると間違いなく値上げになるというのは、どこの自治体でもそういうふうになってまして、子ども・子育て支援金がいくらになるのかっていうのも、今答弁で聞いても大変よくわからない。わかりませんでした。私聞いてて。年いくらになるのかっていうのはわかりますか。

◎議長（菅野修一議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎藤健司君）

まず、子ども・子育て支援金分についてですが、均

等割、平等割、こちらのほうが年間2,025円。こちらのほうがまず確実に加算になります。あと所得割ということで0.3%、こちらのほうも加算となります。その見込みとして、大体平均で6,000円ぐらいは年間上がるものと考えております。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木議員。

◎5番（鈴木清議員）

年6,000円ぐらいが大体になるというふうなことで、先ほどの答弁では、応能負担が0.3%っていう表現だったので、何のことか分からないっていう、合計すると6,000円になると。その他に、18歳の均等割が75円だと。子ども・子育て支援金をするのに、子どもからさらに75円取るというのは、全くよくわからない内容だなというふうに思っております。尾花沢は、18歳まで子どもの医療費が無料にしているんですけども、無料にしているけれども、平等割で子ども一人についていくらっていうふうに国保税に入っていると。医療は無料なのに税金はあるんだと。子どもなのに子ども子育てのあれを75円取ると、ますます分かりづらい内容ですけれども、その6,000円分ぐらいが課税になると。それは来年、再来年とまた値上げになりますか。

◎議長（菅野修一議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎藤健司君）

先ほどの答弁で、舌足らずな説明がございましたが、18歳未満のお子さんに関しましては、75円は10割減免ということで軽減されておまして、18歳未満のお子さんからは取るようなことはございません。それで今後の税率ですが、今回から3カ年は、まずこういった6,000円のままで据え置きといたしますか、この税率でいきますが、令和15年の県の統一に向けて、だんだん税率のほうが変わってくるようなことで考えております。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木議員。

◎5番（鈴木清議員）

子ども・子育て支援金にさらに倍になっていくというのは聞いておまして、そうすると6,000円が1万2,000円、月1,000円ずつ出さないといけない。医療の保険なのに、なんで子ども・子育て支援金がここに入ってくるのかっていう目的外のものが入ってきているのでおかしいと思うんですけど、それは国に対して言わないといけないので、ここでは言いませんけれども、もっと違うやり方をして工夫してほしいと。国保

税が私は高いと思っているんですが、高い認識はあるかどうかお尋ねしたいと思います。

◎議長（菅野修一議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎藤健司君）

高いかということでございますが、個人の価値観だったり、病院に通われる、そういった恩恵の度合いとか、そういったもので一概に高いとかっていうのではなく、ただ所得に対して負担感、そういったものは決して軽いものではないのかなというふうに考えております。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴木清議員）

何と比べて高いかっていう基準がやっぱりいると思うんですけども、よく比べられるのは、協会けんぽと比べます。協会けんぽは、モデル世帯が子ども2人と夫婦で400万円の所得でいきますと、国保税は札幌で42万7,400円、大阪だと48万3,200円、協会けんぽは20万5,800円と倍以上になっております。尾花沢ではどうかなというふうに、毎年自治体キャラバンのあれで調べますと、尾花沢は所得300万円、子ども2人の4人家庭で、53万800円となっているので、やはり高いほうになるのかなと思っておりますが、そういう比べた場合、他の協会けんぽと比べて高いっていう認識はどうでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

先ほど来ですね、私のほうも答弁させていただきましたが、まず国民健康保険税の制度そのものをここで議論したところで、これは国の制度を使って我々はやっています。したがって、高いか安いかわという議論、それをどういうふうに変えていくかということでは、なかなか結論は出ていかないということはお承知いただけるのではないかなと。しかし、その中でも、先ほど私の答弁の中でもありましたが、各市町村と比較すると、従来は少し高めに設定されていたというのは実態としてあったわけです。今回、子ども・子育て支援金を新たに創設することで一度見直しをする、すれば少し変えられるんじゃないかというようなことで、我々当市で運営しています協議会の中で議論していただいたところ、全体としては今まで上位にあったものが中位ぐらいにどちらかというと下がってくる税制にできるのではないかなというようなことで、3月の定例

会のほうで提案させていただいて決めていただいたということでありまして、違う保険制度と比較したところで、これはあまり高いか安いかわの議論をしたところで、あまり意味のないものではないのかなという気はいたします。したがって、我々ができるところで、できるだけ市民の方々の負担を軽減させる方法として、協議会のほうの皆様方と一緒に議論をさせていただいて、できるだけ低めに設定、この機会を捉えてですね、やっていこうという今流れになってきているということとをぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴木清議員）

何と比べるかっていうのは大変難しい話でございしますが、払いたくても払えない場合があると。そうすると、今度は何と比べるっていうのが、今度滞納世帯がどのくらいいるかっていうふうなこともなってきたおりまして、先ほどの答弁では、滞納世帯は120世帯で5.4%だと。これは素晴らしく、市民が頑張って納めている数字だと思います。コロナのあたりの2023年では、156世帯で7.5%でしたけれども、それが改善されて、昨年の25年では7.0%、先ほどの答弁では5.4%だということで、県内で見ますと、尾花沢は下のほうです。8番目ぐらいです。一番滞納が多いのは東根の13.2%でありまして、それと比べますと、それから全国平均が11.4%でありますので、尾花沢の住民の方々は頑張ってきてちゃんと納めていらっしゃるという、住民が頑張っているだけじゃなくて、職員の皆さんの指導もあると思いますけども、そういったことで頑張っていてっていう言い方はおかしいですけども、滞納が減ってきているというふうなことでありますが、他の保険と比べますと均等割が他のところないんです。国保税だけが、子ども一人について5万円ぐらいあると。子どもがいるだけで、2人いれば10万円というふうなことになって、その比べておかしいところは少しずつ直していただくということで、国に対して子ども一人5万円を今半分にしてもらうようになりましたし、そういった比べてみて改善していくところをしていただいているなというふうに思っております。そこら辺は国、県に要望するところと市でやるところはそれぞれ違いますが、私の考えでは、軽減してほしいというふうなことであります。国保税を軽減するために何ができるかといいますと、私は基金が先ほどの報告では4億4,581万円になっておりますので、これで軽減できないかなというふうに思っているのですが、い

かがでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

先ほどの答弁を繰り返すことになるのですが、今後、これから先ですね、不測の事態が生じた時のための基金として使っているものであります。先ほど議員のほうからもお話のあったとおりですね、滞納率のほうは少しずつやっぱり下がってきていると、まさに市民の方々のご理解をしっかりといただいているものというふうに思っております。

一方で、先ほどこれも答弁させていただいたとおり、それぞれのご家庭の事情、これはもう100人の方がおられれば100通りあるわけで、その中で非常に厳しいというようなことがあれば、ぜひですね、お申し出をいただいて、我々自治体のほうともしっかりですね、お話をさせていただいた中で、軽減させていただいているところは軽減させていただいたり、減免させていただいたりということをぜひですね、お話しさせていただければ、必ずしも国の制度がどうあれ、それぞれ市民として生活していただいている方の事情にしっかり寄り添ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴木清議員）

寄り添っていただきたいということで、法定減免というのがありまして、7割減免、5割減免、2割減免ということで、仕事の状況とか体が病気になったりとか、そういうふうになった場合のための軽減措置というのがあって、尾花沢の場合、どれくらい軽減になっているか、もし分かればお願いしたいと思いますけれども。

◎議長（菅野修一議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎藤健司君）

令和8年3月31日現在ですが、7割、5割、2割軽減全部合わせまして968世帯、パーセンテージで言えば43.4%となっております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴木清議員）

ありがとうございます。法定減免が今40%ちょっとということで、私の自治体キャラバン報告では、大体1,000世帯、加入世帯が2,000世帯の半分が軽減、法

定軽減を利用しているというふうなことで、やはり所得が少なくなったり、病気になったりする場合は、そういったことができるんだということで、こういう制度もぜひ活用していただけるよう周知していただきたいと思います。

国保税に関しては、最後に都道府県単位化という問題がありまして、先ほどの答弁では、令和15年から完全統一というふうに山形県は目指しているんだと。そうすると呼び方が違いますけれども、都道府県で共同運営するっていうふうに理解していいのか、今までと何がどう違うのか教えていただきたいと思います。

◎議長（菅野修一議員）

健康増進課長。

◎健康増進課長（齊藤孝行君）

国保の運営の方法かと思います。まず、平成30年度に、それまでですと各自治体のほうで運営してきました。その際には、やはり医療費がパッと上がりますと、それがすなわち国保税に跳ね返ってくるというふうなことで、非常に自治体の運営のほうが厳しくなってきました。その医療費が急に上昇するような、そういうふうな状況を改善するために、平成30年度から県の共同運営ということで始まったところです。こちらの部分については、財政の責任主体が県となりまして、県のほうで先ほど言った納付金のほうを各自治体のほうで納めて、あとそれに合わせた形で標準的な税をお示し、各自治体のほうで示して、リスクを分担していくといえますか、平準化していくというようなところでの共同運営になってきております。それを受けて、国のほうでの指針としましては、先ほどの市長の答弁のように、完全統一化ということで、令和18年目指しております。その中で県の運営方針の中で、令和15年度、山形県については完全統一を令和15年度を目標にしながら達成していくというような形での運営方法になってございます。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴木清議員）

今言っていたいて、共同運営だというふうなことで理解したいと思います。何が違ってくるのか、何が変わってくるのかと言いますと、保険者は自治体と県と両方あるという考えでいいのか、財政運営の主体も自治体と県と両方というふうに考えて間違いはないでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

健康増進課長。

◎健康増進課長（齊 藤 孝 行 君）

まず財政の部分での共同運営というようなことで、その責任が県になるというようなことです。ですので、各自治体のほうは従来どおり、令和15年度までは各自治体のほうで、国保税のほうを決めて賦課して徴収すると。一方で、その県のほうでは、その市のほう、県のほうから示された納付金を各自治体のほうで納めていくと。それで給付費の部分については、県のほうからまた普通交付金というようなことで交付されるような、そういうふうな制度になっております。

◎議 長（菅 野 修 一 議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴 木 清 議員）

都道府県単位化については大変難しいので、また別の機会に質問を移したいと思いますが、いま言っていた財政運営主体は県なんだというところがはっきりよくわかりました。それで、先行して都道府県単位化が進んでいる大阪と奈良県がありまして、調べたところ、そっちのほうは、その県の普通考えると真ん中辺の保険料になるのかなと思ったら、上のほうで高いほうになっているようなんですね。それで私心配するので、これからまた質問をしていきたいと思いますが、都道府県化になりますと、今度は基金をあんまり貯めてはダメだと、それから法定外繰入というのでもできるだけするなというふうな国の縛りがまた出てきて、せっかく4億4,581万円尾花沢で基金しておりますけれども、それをそのまま維持していけるのかどうかというのを私心配するんですけども、維持していけないとすれば、それを使ってあの約3,000人の被保険者に1万円軽減していただければ、何年も軽減できるなと私は計算できるんですけども、そういった軽減というのは、ぜひ考えていただきたいというのは私の考えですが、どうでしょうか。

◎議 長（菅 野 修 一 議員）

市長。

◎市長（結 城 裕 君）

先ほどお答えを申し上げようとしたわけなんです、要は今私も申し上げたとおり、国で統一しようとしているのが18年度、今、今年8年度なんですね。これから10年先の話でありまして、おおよその大枠はこんな方向でということではあるんですけども、そしてなおかつ県においても15年度、ここから7年度か7年か8年先の話。今なかなかそれをですね、議論したところで、ましてや基金を今のうちに配ろうなんていうことでは、基金の基金たるゆえんが全くなくなるわけ

であって、やはり今我々ができる最善の制度の中で最善の方法をしっかりと詰めていくということが最善の方法ではないのかなと思います。今後、また鈴木議員のほうからですね、さまざまな皆様方のお声を拾っていただいて、また我々のほうに届けていただいて、修正できるものは修正、そしてある程度の形がこういう方向だというのが、年々おそらく制度設計が明らかになってきて、なおかつその中で毎年毎年補備修正しながら、18年、15年度を目指していくんだろというふうに思いますので、その際にはまたいろいろご意見をいただければありがたいなというふうに思っております。

◎議 長（菅 野 修 一 議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴 木 清 議員）

同じところを堂々巡りしても仕方ないのですが、大阪府の場合だと、基金については1円でも安くしてほしいんだという大阪府民の声がたくさんありまして、貯めているんだったらみんなのために使えっていうのが大変厳しい県の大阪のようでございますので、私は少しでも安くしていただきたいっていうのを言っておきたいと思います。

次の学童保育についてに移ります。先ほどの答弁では、基本方針はないけれども、設置方針が既にあって、事業者を一つにするんだっていうことでありました。私もうっかりしておりましたが、令和6年に、5地区の説明会があって、令和7年度に設置方針を通知しているというふうなことでありました。あとは事業者を一つに絞るっていうふうなことで決まってきたんだなというふうに思いますが、その時の5地区の説明会は何れぐらいの人数が集まったんでしょうか。わかる範囲でお願いします。

◎議 長（菅 野 修 一 議員）

福祉課長。

◎福祉課長（渡 辺 和 美 君）

お答えいたします。まず、令和6年度に行われました各地区での参加人数のほうを申し上げます。尾花沢地区13名、福原地区4名、宮沢地区7名、玉野地区10名、常盤地区5名となっております。以上です。

◎議 長（菅 野 修 一 議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴 木 清 議員）

あまり多い人数ではないけれども、それなりの意見を聴取したってか、意見を聞いていただいたということだと思います。私が思うには、子どもを中心に考え

ていただきたいなというふうに考えておまして、小さい学童保育所から大きいところに行った場合に、萎縮しないでみんなと仲良くしていただきたいと。そのために今できること、まだあと3年ありますので、やれることをしていただきたいという願いであります。先ほどの学校間の交流はあるんだというふうなことでありますが、それプラス学童保育の指導員の人たちと一緒に子どもが交流して、顔見知りになるというのが一番安心なのではないのかなと自分では考えております。全国ではドッジボール大会をやったり、ゲームをしたりして仲良くなっていくんだということもありますので、その交流を考えていただきたいと考えますがどうでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

福祉課長。

◎福祉課長（渡辺和美君）

お答えいたします。今、鈴木議員からございましたように、学童保育のみの児童との交流ということでしたので、今後まだ時間ございますので、その方向性について協議、検討してまいりたいと思います。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後0時00分

◎議長（菅野修一議員）

再開いたします。鈴木清議員。

◎5番（鈴木清議員）

学童保育は、一単位40人に大体なっておりまして、指導員が1名ですけれども、最初のこうみんなで会った時には、学校の先生のように、加配教員のように少し増やしていただいて、慣れやすくしていただいたほうがいいのではないかなと私、考えております。そうになると、顔見知りした、慣れた学童の指導員の方と多く触れ合って安心して行けるとしますので、ぜひそれをお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

今、先ほど福祉課長のほうから申し上げましたとおりですね、まだ少し時間的な余裕もありますので、さまざまな機会を見つけて、子どもさん方が交流、いわゆる統合された時にいきなりぽっとうまとまるとい

うことがなかなか難しいとすればですね、さまざまな機会、もちろん学校教育現場とも兼ね合い、しっかりそういうことができるようにですね、検討してまいりたいというふうに思います。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴木清議員）

市長からも今そのように言ってもらったので安心しているところです。統合小学校プラス学童保育もみんなが仲良く、意識しないでできるように、よろしくお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（菅野修一議員）

以上で、鈴木清議員の質問を打ち切ります。これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後0時01分

再開 午後0時04分

◎議長（菅野修一議員）

再開いたします。

日程第2、令和8年請願第1号「核兵器禁止条約（TPNW）への日本政府の署名と批准を求める意見書提出に関する請願」を議題といたします。総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 高橋 隆雄 議員 登壇〕

◎総務文教常任委員長（高橋 隆雄 議員）

令和8年6月定例会において、当委員会に付託されました請願1案件、「核兵器禁止条約（TPNW）への日本政府の署名と批准を求める意見書提出に関する請願」について、その審査の過程と結果をご報告申し上げます。

当委員会は、去る6月11日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったところであります。本請願は、世界唯一の戦争被爆国である我が国が速やかに本条約に署名・批准し、核兵器廃絶のリーダーシップを発揮するよう、国に対し意見書を提出することを求めるものであります。

審査に当たりましては、紹介議員である大類好彦議員の出席を求め、また請願者代理人の発言を許可し、それぞれ趣旨説明を聴取いたしました。

紹介議員および請願者代理人からは、「核兵器禁止条約は核に関わるあらゆる活動を初めて違法化した歴

史的条約であること」「ウクライナや中東情勢の緊迫化により核の脅威が高まる今、日本被団協（日本原水爆被害者団体協議会）のノーベル平和賞受賞の重みを受け止め、被爆国である我が国が果たすべき役割は極めて大きいこと」「本市の平和都市宣言の精神に則り、地方から国へ平和の強い意志を表明することは有意義であり、県内でも既に25の自治体が意見書を提出していること」などが述べられました。

これに対し、委員からは「県内の意見書未提出の自治体」について質疑がなされ、「鶴岡市、村山市、東根市、尾花沢市の4市と、遊佐町、川西町、大江町、朝日町、高畠町、中山町の6町」との答弁がありました。

その後、委員による意見陳述を行い、採択を求める立場の委員からは、「住民の生命や平和な暮らしを守る立場から、国の平和政策に対して意見を表明することは自治体の重要な役割であり、本市の平和都市宣言にも合致する」「近年の世論調査でも条約参加への賛成が多数を占めており、唯一の被爆国である日本が、非核のリーダーシップを発揮すべきである」「外交問題は本来国が判断すべき事項ではあるが、地方から声を届けるルートを確保することは必要であり、採択すべきである」との意見が出されました。

一方、慎重な対応を求める立場の委員からは、「緊迫する安全保障環境において、住民の安全を守るためには日米同盟が不可欠であり、主要先進国が参加していない現状では、現実的な観点から国に同調すべきである」「文言の精査や、北村山地域の他自治体の動向も考慮し、継続審査とすべきである」との意見が述べられました。

その後、本請願について「今定例会において結論を出すべきか」を採決したところ、賛成多数により本定例会で結論を出すことに決しました。

次いで、本請願を「採択」とすることについて採決したところ、賛成多数をもって、本請願は「採択」すべきものと決定いたしました。

なお、本請願に関しまして、後刻、意見書の提出に関し議会案を提出する予定であります。

以上で報告を終わりますが、当委員会において、採決したところ、賛成多数をもって、本請願は「採択」すべきものと決しました。

以上、報告申し上げます。

◎議長（菅野修一議員）

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより採決いたします。令和8年請願第1号「核兵器禁止条約(TPNW)への日本政府の署名と批准を求める意見書提出に関する請願」を採決いたします。委員長報告は採択するものであります。よって原案について、起立により採決いたします。

令和8年請願第1号を採択するに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

◎議長（菅野修一議員）

着席願います。起立多数であります。よって令和8年請願第1号は採択することに決しました。

以上で本日の会議の日程は全部終了いたしました。これにて散会いたします。大変ご苦勞様でございました。

散 会 午後0時13分